

# 電波障害とたたかう 農民たち

特集  
3

中尾安治

「一彦がいてくれたら、いつも思うんです」彼のただ一人の息子だった一彦君は、急病で13才にして世を去った。父の彼は、これまでやってきた農業の後継者をうしなつたのである。のこつたのは女の子ばかり三人、若い世代がどんどん町にでていく現在の世相のなかで、どの娘かに養子をむかえて農業を受継いでもらうには、とても不安をかくしきれないのは当然のこと、彼はいま47才である。あと15年は元気で働ける考えでいるが、その後はどうすればいいのだろうか。働き手は、妻と自分の二人。いまもっている若干の田、畑と山林をもとに、二人でけんめいに働いたとしてもしれたもの。夫婦の老後が、安心できるものではない。娘たちを成人させるのにやっとのことだろう。それも、いまもっている土地を十分に活用してのことである。

瀬谷に住むこの一人の農民にとって、米軍上瀬谷通信基地周辺の電波障害制限地帯設定は、彼の人生に墨汁を塗りたくられたような気がしたのであった。しかも、彼の所有する全部の土地が、電波障害制限地帯のなかに入ったのである。

彼は怒った。権力の横暴に心から怒った。いや、彼ばかりではない。電波障害制限地帯に入る農地をもつ農民のほとんどが怒った。この土地は、昔から農民運動があり、また政争のはげしかった土地がらであり、この問題に対して素朴な、そして百姓一揆的な電波障害制限地帯設定反対のたたかいが起つたのは、当然のことである。

昭和36年10月末から12月のことであつた。測量にやってきた役人やその使用人たちに対して、糞尿をかけた基地の前にすわりこみもした。感情としてもりあがった農民の知恵をしぼつた数々の戦術だった。だが、自分たちのたたかいが、きわめて政治運動であることに対する基本的な理解が未熟

であったことが大きな原因となった。

その結果は、多くの問題を残したまま農民が政府に押しきられ、政府は若干の補償金を支出することにはなったものの、民法にも、憲法にも違反するような行政契約を強要することになったのである。これによって瀬谷町の農業と農民は、大きな被害をうけた。

電波障害制限地帯の基本的な被害は、

- (1) 生活権に対する重大な抑圧
- (2) 所有権に対する侵害
- (3) 農業生産の発展を極度に阻害する

ことである。事実、昭和37年契約が開始されたあと、交渉のときは了解されていた次・三男の結婚による住宅建築のための農地転用が認められず、農業に熱意をもつ青年たちの婚期をおくらせた。そして結果的に、農業から追い出すことになったことは、私の知るかぎりでも、10件を数えるのである。これは瀬谷農協全体として、第1種農業戸数<専業農家>が、上瀬谷を中心に50戸程度しかないのに、25%以上の農家が第2種農業<兼業農家>とかわっているのである。

この結果は、これら農家の経済的变化において、相対的な貧困への対応を余儀なくされ、基地に電波障害制限地帯があるために、その生活権を大きくゆすぶられているのである。

しかも、農民みずからの所有地であるという点にいたっては、まさに憲法違反である。したがって安保条約→閣議了解事項→電波障害制限防止の契約と、これら一連の行政行為はなんら法的根拠をもちえないし、そのことは政府みずから承知をしているのである。

昭和44年2月25日衆議院予算委員会において、大出俊代議員は「閣議決定は『民事契約として行なう』としているが、民法の第何条によるのか」とせまったところ、「法律はさておいて、話し合いでやる」という有田防衛庁長官の答弁であったこ

とが、これを証明している。

いくらない土地をもとで生活する農民にとって、その土地に制限をくわえられたうえに、法治国家の閣僚から「法律はさておいて……」といわれたのでは、おこるのが当然である。今日、関係農民の政府に対する不信と不満は、電波障害に関するかぎり99%にいたっている<昭和43年7月調べ>。

昭和44年10月1日に瀬谷町・宮沢町・阿久和町・二ツ橋町・三ツ境の5町が、戸塚区より分離して瀬谷区となった。一方、昭和44年6月14日には、新都市計画法が施行され、市街化区域と市街化調整区域の線引きが具体的に検討されており、45年早々に決定されようとしている。新しく発足した瀬谷区は面積15.8平方キロメートル、人口71,000人、世帯数18,000戸でうち農家は、瀬谷農協<横浜南農協瀬谷支部>と原農協とあわせて約600戸である。瀬谷区は、15.8平方キロメートルのなかに、A地域・B地域あわせての電波障害制限地帯は、実に約4平方キロメートル<25%>、関係人口約2万人におよんでいる。

昭和25年瀬谷町には、約386町歩の畑地と105町歩の水田があった。それから15年をへた39年になると、畑地293町歩<79%>、水田79町歩<75.2%>に減少し、さらに5年後の44年4月現在においては、畑地206町歩<25年対比47%>、水田47町歩<同じく44%>と15年間に半減した。

しかも、前の10年とあとの5年の減少量はほぼ同じであるから、加速度的増加である。

そして人口も、それぞれ約1.5万人・約3万人・約5万人<瀬谷町のみ>と倍増し、都市化現象が進んでいるが、いわゆる電波制限地帯、なかでも本郷の北部、中屋敷竹村、上瀬谷五貫目などの人口は、若干の伸びにとまっている。そのもっともけんちよな例は、昭和35年に横浜市が、農民の協力をえて中屋敷東側の竹生谷に25,600坪を造成し

293戸の市営住宅建設の計画をもったが、米軍よりの要請について計画を放棄せざるをえなかったことである。

これをみても米軍基地—電波障害制限地帯が、基地周辺いや横浜市民全体に対して、基本的な重圧をくわえていることを明らかにしている。もともと瀬谷の農業は、津久井に発し、町田、相模原を通り大和市境を流れる、以前はとてもきれいな水を流した境川の流域に広がる水田と、ゆるやかな起伏をもって展開する瀬谷台地の地味豊かな畑によって発展してきたのであった。

しかし、都市過密の公害は、境川の水質を全く汚濁させ、以前は1反あたり8俵ほどの収穫さえまれではなかったのに、現在では4～5俵はいいところで、ひどいときは3俵がやっとというのである。これでは赤字農業である。それでは畑でもとえば、ここには電波制限地帯が農業の発展をこぼんでいる。

## 2——— 契約書をめぐる問題

近年、急速に都市化の進んだこの地区で、都市近郊に適合した農業経営の近代化を推進していくためには、農地の高度利用が不可欠の要件である。しかし、A地域では、鉄骨使用・電熱使用の温室は、許されないのである。現在では、若干緩和されたが<後述>、契約当初の制限基準は、第3ゾーンでさえ蛍光灯の使用を許されなかった。これはきわめてきびしい制限であったため、水田の捕虫灯など近代的営農はもちろんのこと、水田に揚水するポンプのモーターの制限さえ行なわれたのだった。

素朴な農民は、契約補償金を受取れば、農耕の鋤でさえ気をつかわなければならないような笑えない状況が現出したのである。このような状況のな

かでは、契約の結果に対する数多くの苦情が続出したのである。これらの原因は、日本の歴史のなかで常にとってきた大小支配者の、目的には手段を選ばない非人間的な政策、飴を与えて共通性をバラバラにしていく分断強行に対して、経済的、政治的、社会的な農民の貧しさと素朴さが、民主主義とほんとうの意味の権利闘争に組織されず、白紙委任状をだしてしまっただころにあった、といえる。

その苦悩は、昭和37年9月13日当時の内山知事・半井市長の立合いのもとに、調印された紛争解決の確認書につぎのように記されている。

<1・2項略>3 地元民は政府の回答には不満であるが、今日までの交渉過程において示された県および市の努力と熱意をくんでこの回答を了承し、云々<傍点筆者>。

この一文からも前にのべた政府不信99%の意味が十分察せられるところであり、あげてその責任は政府にあるといわなければならない。

全く奇怪な政府の解釈と方針によって、実施された上瀬谷通信施設が被る電波障害を防止するための契約書<1種・2種>は、そのうえにきわめて本質的な、むしろこちらの方が主体であると考えられる「覚書」というものをつけている。紛争解決の調印が終った後、契約書をみせられた農民はびっくりした。

契約の第4条に、政府が必要とする間は1年ずつ自動的に更新し、政府が必要でないとき政府の通知によって契約しない、というのである<傍点筆者>。こんな民事契約が近代国家にあるのだろうか。関係農民でなくとも驚かされるだろう。

この点に関して、農民の間に大きな不満が爆発しなかったが、ここで政府は県渉外部を使って、おどかしと慰撫をしたのである。それは契約期限について、覚書をとりかわすということであった。

その交渉のなかで、覚書につぎの一文がある。

「本契約は、上瀬谷通信施設にかかる電波障害を防止するため、現行安保条約の有効期間中継続的に締結するものである」とく傍点筆者>。

この安保条約有効期間の問題をめぐって、その時期はいつか、つまり当時とすれば1970年が、その期限かどうかで農民代表は明確にせよとせまったが、当時の西田県渉外部長は、「1970年までと理解する」と言明したというのである。

ところがなんとこの発言は、公式な閣議了解事項にもとづく、上瀬谷通信施設電波障害問題連絡協議会の席上であったが、その議事録はこの協議会規約により、県渉外部がとらなければならないと定めてあるにもかかわらず、その西田渉外部長のきわめて重要な発言の議事録は、保存されていないのである。<この点に関しては、筆者が昭和42年9月・12月および昭和43年3月の県議会で、県当局の責任を鋭く追及したところである。>

当時、西田県渉外部長の言明により、農民代表はそれを了として、昭和37年暮もせまった12月27日に、重大な問題の種を宿したままたたかいは終わったのであった。一方、このたたかいをすすめた農民の側にも、営農規模での経済的条件の差による考え方のちがいや、市街化の速度に対するみとおしによる、地理的条件などによってたたかいの終結に際し、各部落間の結束がみだれ、米軍や政府や官僚に対する不信の感情は強くとも、共通問題を団結した行動として追及していく、真の大衆運動の展開がなかった。

さらにもっとも重要なことは、安保条約—基地—電波障害制限地帯といういやおうなしに政治的問題であるにもかかわらず、経済的条件の追及に主力が注がれた、たたかいであったことである。

契約がはじまってからは、まえにものべた次・三男問題をはじめ農地転用の問題など、年平均として約200件もの問題や苦情が発生しているが、それ以上に上瀬谷通信基地には、ときどき内外に重要な問題が発生する。

#### (1) 火災

昭和40年9月24日未明、基地最重要と思われる施設内に火災が発生し、米兵12名が焼死、14名が負傷した。

横浜市消防局から7台の消防車が出動したが、MPと武装兵にたち入りを拒否され、やむなく遠まきの放水を余儀なくされた。

#### (2) プエブロ号事件発生

乗組員の一部は、上瀬谷通信隊で訓練されたことが報じられた。

#### (3) 戦闘訓練事件

昭和43年7月26日午後、米兵約150名の海兵隊が基地より農耕地に出て、戦闘訓練をし農地をあらした。しかも、附近にある上瀬谷小学校の子供たちのまえで、空砲にしる射撃訓練をもし、薬きょうや弾丸ケースが散乱し、農耕をしていた農民二人はびっくりして避難した。

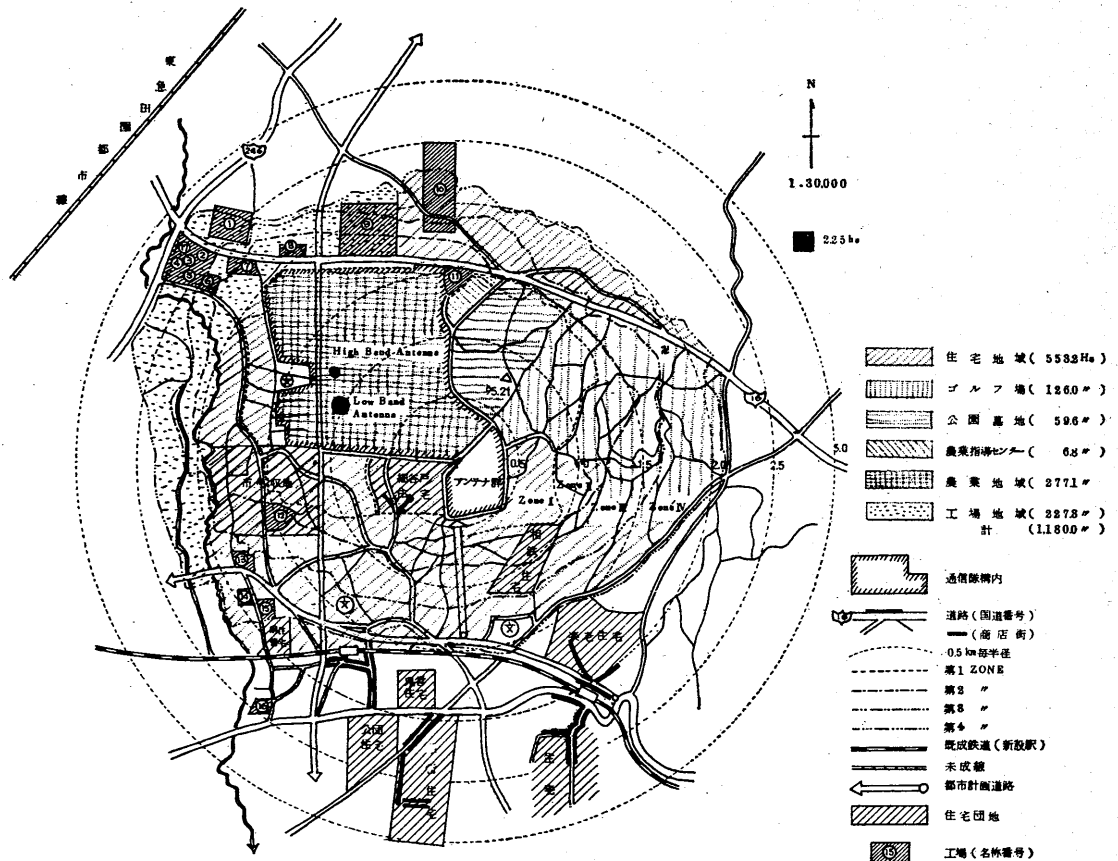
#### (4) ケーブル埋設事件

基地内の発電設備工事のためと称し、作物がみのっている畑を約70メートルにわたって、農民にも関係官庁にも無断で掘り返し、コンクリートの電線埋設溝工事を行なった。

その他、基地内のごみを農地に大量放棄するなど数々の問題がある。

基地がそこにあるために、さまざまな犠牲をしいられたのは、農民ばかりではない。上瀬谷通信基地のすぐ南にある細谷戸県営住宅のテラス住宅の人々は、入居当時は子供も小さかったし、上が4.5畳・3畳と下が6畳・風呂場およびお勝手でもよ

図1 上瀬谷通信基地の電波障害制限地域図



工場名称	工場名称	工場名称
1 住友金属シボレックス	7 帝国ヒューム管	13 川口コンクリート
2 河原コンクリート	8 平田組車両置場	14 旧イムペリアル工業
3 東亜軽金属工業	9 清水建設機械工場	15 東和木工業
4 相模アセチレン	10 川井浄水工場	16 神奈川農産工業
5 日本工産産業	11 福音社印刷工場	17 関野鉄工所
6 前田建設置場	12 日本アビトロニクス	

かった。しかし、家族がふえまた男女の子供が、中学校・高校に行くようになった人々は、風呂場を子供の勉強部屋にし、押入れを二段ベットにする生活をしいられたのではということで、県に対して自費でもいいからと増築を請願した<昭和42年7月>。

昭和42年9月の県議会本会議は、万場一致でこの請願を採択した。ところが、さっそく米軍より待たがかったため、住民はけんめいに県当局を動かし、直接米軍と交渉するなどのたたかいをおこし、ついに昭和43年2月に増築を勝ちとったのである。

細谷戸住民のたたかいの成果は、上瀬谷はじめ農民に大きな影響をおよぼさずにはおこななかった。

さっそくに中屋敷の農民は、同年6月頃から電波制限防止契約破棄のたたかいの準備をはじめた。いく回も夜おそくまで話し合いがもたれた。他部落にもよびかけてはみたものの、同調してくれる気配はなかった。

話し合いのなかで、おれたち中屋敷だけでやっても力がないのではないか。おれたちだけがやった結果、やらなかった他部落のものはとくをするのではないか、などといくつかの問題点がだされてきた。しかし、中屋敷部落の大部分の農民の営農基盤とその条件は、電波障害制限地帯をこれ以上ゆるしておくことにはいかない、ところにきていた。

また、昭和42年12月にあきらかになった、全国12カ所におよぶ同様な制限帯が、米軍から要求されていることや、そのころからちらほらとしてきた安保条約自動延長論を聞かされると、もう起きあがらねばという気持が、農民の間にでてきはじめていたのである。

しかしそれには、年額1平方メートル16円40銭<1坪あたり53円余>の補償金<中屋敷の43年度分は、A—53戸 6,119,102円・B—10戸 146,628円・計6,265,730円、平均1戸あたり11万5,000円余となる>が、のどから手がでるほどであっても受取れば、すじみちがたたなかった。

そこには、いいしれぬ悩みをもちながらも、いく回も重ねる話し合いで拒否することになった。いよいよ12月14日契約解除の通告書が、農民の手によって内容証明付で防衛庁長官あてにだされ、またその他県市および関係当局にも伝えられたのである。この動きに市長は、市民である農民のさげびにこたえるべく、山本弁護士に当契約の鑑定を依頼した。その結果は、この契約は民法に違反し憲法にももとるという鑑定がくだされた。

これには、農民は自分たちの要求の正しさに自信をもった。一方、政府は大へんならうばいぶりであったことが、さきにのべた42年2月25日の国会予算委員会のもようからもうかがえるのである。県議会においても、この農民のたたかいを支援する意味で、県当局が農民の立場で国を動かすよう追及がなされたし、また農民は、マスコミの協力もあった要求を、横に広げる努力をけんめいにした。44年2月政府は、米軍に対してついに制限基準の緩和を、要求折衝するところまでに発展したのである。その結果、3月はじめにその緩和基準と補償金単価の引上げの案が提示された。

その内容は、第1ゾーンの制限を約3倍に緩和し

以下それに順じたものだったが、とくにB地域は工場建設以外なら、実質的には制限が相当に緩和されるものであった。しかし、やはり契約するという原則はぬけなかった。3月末に中屋敷の農民は、総会を開催して最終討議をしたが、そのなかで、(イ)一応の成功であった、(ロ)この成果をふまえて来年は他部落全部を含めてたたかう、というおおかたの意見のなかで、(ハ)あくまで契約を破棄するたたかいをすすめるべきだ、という意見が約20%ほど聞かれた。まさに、しんげんなこの討議は、たたかいを一応ここでおさめても、このたたかいのなかにのこされた団結の財産はおおきかった。37年当初の契約のたたかいくらべれば、格段のちがいが感じられるのである。

さらに、討議のなかには、安保条約一覚書の問題が一貫して意識されていたことも、いやこれこそ農民の考え方を、たたかいの体験によってきたえつつあるものだと思われるのである。

それに対して、防衛施設庁のあいもかわらぬ分断支配政策は、農民にますますいかりの意識をつよめさせる結果となったのは対象的である。農民の契約破棄要求が準備されだすと、ほとんど連日のように係員などが中屋敷を訪れ、「どうです補償金を上げます」「政治的に利用されるな」「安保条約は国を守る」「基地はなくならない」「アメリカさんとはなかよくせねば」と、いろんなことを農作業中の畑まできて話し込む態度には、みんな迷惑し憤慨したのである。

こういう経過で中屋敷のたたかいは、若干の成果のうえに、一応の収束をみたのであるが、上瀬谷竹村・本郷・相沢の他部落では、このたたかいに敬意と拍手をおくった。そして、とくに契約期限の問題点、つまり覚書の現行安保条約有効期間中の解釈は、あくまで1970年までだと意見表明がなされるようになった。

とくに43年3月に、相模原市主催の相模原に対す

る「電波障害制限地帯反対市民大会」に参加した農民代表は、「われわれは政府にだまされた。みなさんは、だまされないようにがんばってください。」と激励のあいさつをおくったことに万来の拍手がわき、相模原市長は感激の握手をした。

## 5 ———— 安保改定と基地闘争

昭和16年旧日本軍からお国のためだ、とたった1回の説明というより通告があって、憲兵監視の下で強制的に土地をとりあげられてしまった。そのときの農民の感情からはじまって、戦後昭和20年8月米軍に接収されたが、22年10月接収解除となった。

その後政府は開拓財産として農林省に移管し、農民の要求により払い下げの手続きをすすめて、26年夏には払い下げが実現し、農民は農業ができることを喜んでいて。その矢先、急に26年3月米海軍通信施設として接収されてしまった。これで農民は再び失望させられた。

そこで、政府と米軍に要求して米軍が直接不使用なところの土地については、72万平方メートル余の耕作権は政府に、水田反あたり1,000円・畑反あたり500~600円のいわば小作料を払って認めてもらったものの、このうえにまたまた37年の電波障害制限地帯設定であった。約20年の間に3回も権力によって農地をとりあげられ、また制限された。農民の苦衷は、はかり知れないものである。だからこそ、1970年までの契約だと声明しておきながら、覚書によって安保条約が自動延長されれば、法律を無視しても契約の延長を意図する政府の考え方にだまされた、と思うことは至極当然のことであろう。

こうして中屋敷のたたかいを接点として、現在は広範な契約拒否のたたかいが準備されつつある。

また農民ばかりではない。瀬谷区が発足して区民のための町づくりをどうするかというとき、その発展に重大な障害となる、全瀬谷区の25%にもおよぶ電波制限地帯の撤廃はもちろんのこと、そこに基地があることによって種々の被害を受け、あるいは感じるがゆえに、上瀬谷通信基地そのものの存在を認めない区民の声が、次第に増大していることは事実である。

これからの基地は、主体的に質的变化をするものである。つまり、これまでの基地は安保条約にもとづく基地であった。しかし、これからの1970年代の基地は、日本政府自前の基地として変化をしていくであろう。いわゆる自主防衛を主に、安保で補完をするという政府の方向である。

そうすれば、これまで治外法権をもった在日米軍基地の世界政治に対する危機は、新しい意味の危機をより増大させるものとなるであろう。とすれば、住みよい都市づくりの方針をもつ横浜市は、平和としあわせを求める全市民的立場で、市内にある軍事的治外法権をなくす方向を、いまこそあきらかにする時期にいたっていると考えるのである。

さらに、市民みづから生活権をまもるために、あるいは市民生活を豊かにするために、各地区ですすめられている基地に関する多くの市民運動に対して、全市民的立場での行政的支援と横の連携をもたせる努力が、必要ではないだろうか。

このことは、70年代における市民生活に対する、社会的悲しみと不正不合理を市民それぞれの立場で検索し合い、社会的断層と断絶をうめあわせて共通の要求を社会的にからとっていくうちに、大きな役割をはたすことになると思うのである。この意味で上瀬谷通信基地周辺の農民をはじめ、瀬谷区民のたたかいは多くおしえられるものがある。

<神奈川県議員>